

カラダのこと
おしえて!

気温や環境の変化で体調を崩しやすい季節です 春は感染症にご用心を

春は感染症にかかる危険が高まります

春は、昼間は暖かくても夜になると急に気温が下がることや、生活環境が変化することで体調を崩しやすい季節です。そのため、感染症にかかる可能性があるとされています。

春に流行しやすい3つの感染症

春の感染症の主なものとして、はしか・風疹・おたふくかぜがあります。はしかは、肺炎や中耳炎を合併することが多く、1,000人に0.5～1人の割合で脳炎を合併する疾患です。日本では2008(平成20)年のはしかの大流行を受け、厚生労働省がワクチン接種を勧めた結果、世界保健機構(WHO)は昨年3月27日に、日本がはしかの排除状態にあると認定しました。しかしそれは、「日本人がはしかにかからない」ということではなく、「日本産のウィルスがなくなった」というこ



とです。海外から持ち込まれたウィルスによる感染は今も年間数百件あるため、ワクチン接種は引き続き重要です。

また、風疹は、妊娠20週前後までの妊婦がかかると、母胎を通しておなかの赤ちゃんにウィルスが感染し、障害を起こす可能性があります。そして、おたふくかぜは、成人の男性がかかると、男性不妊の原因となる精巣炎や睾丸炎などの症状を引き起こし、生殖器に障害を受ける可能性が高くなります。

また、風疹は、妊娠20週前後までの妊婦がかかると、母胎を通しておなかの赤ちゃんにウィルスが感染し、障害を起こす可能性があります。そして、おたふくかぜは、成人の男性がかかると、男性不妊の原因となる精巣炎や睾丸炎などの症状を引き起こし、生殖器に障害を受ける可能性が高くなります。

ワクチン接種で感染症予防を

いずれの感染症もワクチン接種によって予防することができます。感染症には重大な合併症があるため、乳幼児期のうちからスケジュールを立ててワクチン接種することをお勧めします。(上野総合市民病院 感染管理認定看護師 前田 きよ美)



【問い合わせ】 上野総合市民病院 ☎ 24-1111

コラム

自治基本条例

伊賀市には「市民によるまちづくりのための条例」があります

伊賀市自治基本条例 ～第6章「行政の役割と責務」 第7章「条例の見直し」～

連載の最後となる今回は、第6章「行政の役割と責務」と第7章「条例の見直し」について説明します。

第6章「行政の役割と責務」

《第1節「行政の責務」(第42条～45条)》

地方自治法を踏まえた行政の役割について記載するとともに、市・市長・職員の仕事について次の内容をそれぞれ別の条文で定めています。①市は市民にわかりやすく説明すること ②市長は市民の負託に応えること ③職員はこの条例を遵守して職務を遂行すること など

《第2節「行政運営の方針」(第46条～50条)》

行政運営の執行体制(第46条)、法務体制(第47条)、人材育成(第48条)についてそれぞれ方針を掲げています。また、職員の公益通報(内部告発)については、伊賀市職員等公益通報条例の規定によって行うことができること(第49条)、市民からの意見や要望などは、市職員全員が誠意を持って応答すること(第50条)としています。

《第3節「財務」(第51条～55条)》

市民や事業者から納められた税金を有効活用しながら、計画的な財政運営を行うこと(第51条～53条)や、市の財産を明確な計画に基づいて管理すること(第54条)とし、財政状況は、地方自治法の規定だけではなく市長の見解をつけ、市民にわかりやすく公表すること(第55条)としています。

《第4節「評価」(第56条・57条)》

総合計画、予算、決算など重要な項目について評価を実施することを市に義務付けるとともに、その評価結果を公表するだけでなく、政策や事務に生かし、改善していくこと(第56条)としています。

また、法律上は義務付けられていない外部監査人による監査についても、透明性の高い行政運営を図る観点から、実施に努めること(第57条)としています。

第7章「条例の見直し」(第58条)

この条例が、時代経過によって形骸化しないよう、市長の任期に合わせて4年を目途に施行の状況などを考慮し、見直しを検討することとしています。

【問い合わせ】 総合政策課 ☎ 22-9620 FAX 22-9672

伊賀警察署だより



犯罪から子どもたちを守ろう！

春休みから新学期にかけての時期は、生活環境の変化に伴い、子どもが非行に走ったり、犯罪の被害にあうケースが多くなることが予想されます。

特に、出会い系のインターネットサイトなどを利用し、安易に名前や電話番号などの情報を書き込んで、児童買春や強制わいせつなどの被害にあう事件が後を絶ちません。

子どもを犯罪被害から守るためにも、次のことに注意しましょう。

- 出会い系のインターネットサイトは見ない・書き込まない・会わないということを言い聞かせる
- 携帯電話のフィルタリングサービスを利用する
- 携帯電話の使用状況を話し合える環境を作る

子どもたちの大切な将来を守るために、大人一人ひとりが真剣に子どもたちと向き合しましょう。

【問い合わせ】 伊賀警察署 ☎ 21-0110
名張警察署 ☎ 62-0110

公共交通を利用しましょう

交通系 IC カードの普及

近年、全国の各交通事業者では IC カードを導入し、利用者の利便性向上を図っています。

交通系 IC カードには、事前に入金する「プリペイド（前払い）型」と、クレジット機能を利用する「ポストペイ（後払い）型」があります。これらは現金を持たずに運賃を支払うことができ、切符の購入や小銭を用意するわずらわしさもありません。また、カードを機械に近づけるだけでよいので乗り換えにも便利です。

しかし、これらはまだまだ利用が限られているのが現状で、現在市内では近鉄大阪線の 4 駅でのみ利用できますが、3月下旬からは三重交通のバス車両でも利用できるようになります。（一部の高速バスを除く。）

このように今後も需要が増していけば、ほかの交通機関でも IC カードをピッとかがし、電車やバスにパッと乗ることが可能になるかもしれません。

【問い合わせ】

総合政策課
☎ 22-9663 FAX 22-9672

明日に向かって ～差別をなくしていくために～

誠実に向き合うことの大切さ —伊賀支所振興課—

■このコラムは毎回いろいろなテーマで人権についてお話しています。

今回は、昨年 11 月に開催された「差別をなくすいがちの集い」での講演についてお話します。

講師である小学校教諭の今村力さんは、自分が同和地区出身者であることや、子どもの頃から体験してきた差別、その差別をなくすために現在取り組んでいる活動などについて話しました。

今村さんは幼い頃、母方の祖父母に会ったことがなく、なぜ会うことができないのか不思議だったといいます。やがて、両親の結婚に周囲からの反対があったことや、その理由が父が同和地区出身者だからだということを知ったそうです。

そんな境遇に悩む今村さんでしたが、温かく見守ってくれる人たちの助けを受けて教師になることを決意し、わだかまりのない自分を取り戻していきました。

そんなとき、学童保育のアルバイトで自分の祖父母を知らない子どもに出会い、自分と同じ境遇

に「やっぱり部落差別のある社会はおかしい。」と感じ、差別をなくす取り組みをスタートさせました。今村さんの取り組みは、「足で稼ぐ解放運動」です。一軒一軒の家庭を訪問し、顔を合わせて説明するなど、一人ひとりに誠実に向き合う姿勢を大切にしながら交流を図っています。

私たちの社会では、お互いをよく知らないことから誤解や偏見が生まれ、差別をするという行動につながってしまうことがあります。私がこの講演会に参加して、人と人が真摯に関わり合うことの大切さを学ぶことができたように、人権に関する講演会や研修会では人権の大切さに改めて触れることができます。誤解や偏見による差別がなくなり、全ての人々が自分らしく生き生きと暮らせる社会にするために、皆さんも講演会などに積極的に参加し、一人ひとりが人権を学ぶ機会を増やしましょう。

■ご意見などは人権政策・男女共同参画課 ☎ 47-1286 FAX 47-1288 ✉ jinken-danjo@city.iga.lg.jp へ